

## 令和4年度第2回文化財保護委員会抄録

### 1 委員長あいさつ

### 2 協議事項

#### (1) 安城市所在の指定文化財管理調査の結果について

##### 【説明】(事務局)

##### 《1班》

- ・桜井神社本殿は、傷んだ床板を3枚、事務局への手続きなく神社側が取り替えてしまった。傷んだ原因は、雨樋からあふれた雨水が、渡殿の屋根に当たって本殿の縁を濡らしたから。もし、雨樋を修理する場合は、1/3補助も出るので必ず事務局に相談するように伝えた。
- ・エベス石は外から見えない。堂の床下にあるのか要確認。
- ・筒井泉跡の側にある明治期の石碑の銘文が割れて剥落している。破片は市で保管している。修理等の計画はない。

##### 《2班》

- ・東条塚の上にある石碑は、風化して銘文が読めない。石造物関係の調査がある場合には、調査対象とした方がよい。石碑の土台の土が流出しているので、土を入れた方がよい。

##### 《3班》

- ・念空寺の方便法身尊像は、随所に絹本の割れや浮き等が見られ、表装にも透けがあり、掛尾もちぎれそうな状態。修理の目途が立ったら市の補助金を利用して修理する方向。
- ・念空寺の六字名号は、3幅あり、1幅は約10年前に、2幅は約15年前に修理済みだが、事務局に連絡なく、手続きが必要なことや補助金があることなど知らずに修理してしまった。
- ・日本地図屏風は前回調査時(令和元年)より、剥落が多くなっている。博物館への寄託を要検討。
- ・東端城址は、一部崩落しているように見える。

##### 【意見】(委員)

- ・市指定文化財を事務局に相談なく自主的に修理された事例が続いたため、管理調査を通じて文化財の価値や修理を含めた取り扱いについて管理者に伝えていきたい。
- ・管理調査の際に、事務局の連絡先カードを資料の収納箱と一緒に入れる。
- ・個人管理の指定文化財について、補助金を活用するなり、未永く保存していく手立てを講じる必要がある。
- ・無形民俗文化財については、コロナ禍の間に質の低下が見られるものもある。今後の伝承の問題も踏まえ、現状確認をした方がよい。
- ・異常気象で大雨が降ることが多くなり、建造物の傷みの進行がより一層早くなると推測されるため注意が必要。
- ・複数の資料を一括で指定している文化財は、個々を指し示すことができるようにすべきである。

## (2) 令和5年度文化財保存事業費補助金の予算要求について

### 【説明】(事務局)

- ・候補物件について、所有者の意向で再来年度の修理を目指す。

## 3 報告事項

### (1) 本證寺境内の台風15号被害について

#### 【説明】(事務局)

- ・かねてから傷みが進行していた本證寺庫裏は、5月26日夜半から翌27日未明にかけての豪雨により、屋根の一部が陥没した。このため、国庫補助金を増額要求し、屋根の応急処置と本格修理に向けた耐震及び修理箇所調査を行った。この応急処置により、先日の15号台風では、その箇所は深刻な被害はなかった。
- ・現在修理を行っている石垣の土の部分が4箇所程崩落した。このため、文化庁にき損届を提出し、本證寺境内整備検討会議の了承を得て、石垣修理を再開した。なお、石垣の修理方法については、新たに裏込め石を加えるのと同時に、再建する塀は軽量化を図る予定。

### (2) 県指定天然記念物「榎前のクロガネモチ」の指定解除について

#### 【説明】(事務局)

- ・平成27年に所有者よりクロガネモチの樹勢が弱いため解除してほしいという要望があり所有者・県・県保護審議委員・市で協議を行う。まだ生きており樹勢回復の可能性があると判断となり解除に至らず。
- ・令和3年2月に所有者より、かつての樹形がなく枯れている可能性があるため解除してほしい、という要望があり、所有者・市・県で協議を行ったが、生きている部分が見られたため解除に至らず。
- ・令和3年8月に管理調査で、委員から枯れ枝の危険性について指摘され、県保護審議委員を交えて枯れ枝の除去方法について協議することとした。
- ・令和3年9月に県保護審議委員より、樹勢の回復が見込めないため、指定解除が望ましいという意見が出た。
- ・令和4年7月に県指定天然記念物の指定解除。